

## 平成17年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時	平成17年5月26日(木)午後6時30分～8時27分
場 所	石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室
出席者	石黒副会長、越智委員、糟谷委員、桑島委員、薩摩委員、佐藤(寿)委員、志摩委員、辻委員、椿委員、服部委員、羽田委員、松尾委員 (佐藤会長、高橋委員、細川委員は欠席)
傍聴者	2人
議 題	平成16年度市民参加手続の実施・運用状況について(諮問)
資 料	資料1 平成16年度市民参加手続の実施状況 資料2 平成16年度制定(改正)条例・規則等一覧(市民参加手続関連) 資料3 平成16年度問題事例所管ヒアリング調書について 資料4 平成16年度策定(改定)計画等一覧(市民参加手続関連) 資料5 平成16年度市民意見の積極把握をした事例(市民参加手続関連) 資料6 平成16年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況 資料7 平成16年度パブリックコメント手続の実施状況 資料8 平成16年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況 資料9 平成16年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」について 資料10 市民参加制度に関する市職員アンケートについて 資料11 会議録の作成方法に関する調査結果について 資料12 合併に伴う市民参加手続きの取扱いについて 資料13 傍聴者からの意見・感想について

### 1. 開会

石黒副会長：それではみなさんお揃いですし、時間になりましたので、ただ今から、平成17年度の第1回石狩市市民参加制度調査審議会を開会させていただきます。本日は会長が、ちょっと事情で出席できなくなりましたので、私が代わりに進めさせていただきます。よろしくお願ひします。本日は平成16年度市民参加手続実施・運用状況について諮問があります。市長は出張ということで、青野助役より諮問いただきます。

### 2. 諮問

青野助役：おばんでございます。夜分にお集まりいただきありがとうございます。石黒先生からお話ありましたように、市長が公務のために私が代わりに出席させていただくことをお許しいただきたいと思ひます。さて、平成16年度の市民参加手続の実施・運用状況について、ただ今諮問させていただきました。先般、当審議会から平成15年度の手続の答申の中で、何点か問題点が指摘されました。そうした反省の上に立ちまして、早速、「市民とのパートナーシップについての市長懇話」と題しまして、5月20・23日の2日間、全管理職を対象としまして、研修を実施させていただきました。市民から寄せられた実態を取

り上げながら、注意を喚起し、初心に戻ろうと話されたところでもあります。この条例の市民参加手続は市民の政策参加を保証する制度であり、協働によるまちづくりを進めるため、守り育てていかなければならないものでございます。

市役所は内部改革を進めていますが、市民の声は意識の変化に極めて大きな意義を持っているものと考えております。本審議会は市民の声を活かした行政活動の方向性を定める重要な審議会と認識しておりますので、今後とも厳しい視点で市政を見つめていただけますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局(加藤):助役は公務のため退席させていただきます。よろしくお願いいいたします。

石黒副会長:それでは、本日の終了予定時刻ですが、8時半を予定しています。それから、会議に入ります前に、事務局の方で人事異動がありましたので、自己紹介を簡単にいただけますか。

事務局(佐々木):佐々木でございます。私はこの度企画財政部長ということになりまして、席が隣に移ただけでございます。皆様方と議論するのは事務局の役目じゃないんですけど、しっかりと議論の材料を請求してまいると共に、いただいたご意見・ご提言などをしっかり形にしていきたいと思いますと考えております。引き続きどうぞよろしく申し上げます。

事務局(加藤):私、4月の異動で、ごみ対策課から、移って参りました加藤と申します。ごみ対策課では、4年間いろいろな市民参加手続を実施して参りましたが、立場は変わりましたが、どうぞよろしく申し上げます。

石黒副会長:どうもありがとうございます。郵送されています資料がお手元にいらっしゃいますけど、資料についていつものように、事務局の方から説明していただきたいと思っております。お願いします。

事務局(加藤):それでは、事前に郵送しております配付資料の確認からさせていただきます。資料としましては1から13までで構成されております。昨年までの15年度の状況を諮問した時と比較して、新たに7ページ「資料3」、42ページ「資料11」、43ページ「資料12」を追加しています、また配付しております資料の中で一部、大変申し訳ございませんが、訂正箇所がありまして、資料6の審議会等の会議予定の公表等につきまして10ページの中で、No11企画調整課の審議会の3回目の会議録のところ空白になっておりますが、5月23日ということをお願いいたします。それと、もう一箇所ありまして、12ページのNo32学校教育課の結核対策委員会につきましては、非公開ということで、あい・ボードの所に、3月3日と入っていますが、これは誤記でありますので削除していただきたいと思っております。

具体的な説明の前に、今年度の予定のスケジュールと申しますが、事務局の方で想定しておりますのは、諮問は今日いたしまして、できましたら3回程度で9月くらいまでには、まとめていきたいと予定しております。それでは、資料1から、主な部分を順次説明していきたいと考えます。まず、16年度市民参加手続の総数でございますけど、4ページで合計が出ておりますが、59案件、73手続きでございます。参加者といたしましては、6,846人と大幅な

対前年比較からしますと、5,800人ほどの増となっております。特徴といたしまして、昨年9月に実施いたしました、3市村合併に関するアンケート調査の回答者が、大きな要因であります。2ページの中段ほどに企画調整課の、厚田村・浜益村との合併という欄がございますが、この部分でございます。また、その他の特徴といたしましては、3ページの下から、7欄といたしますが、土地・河川担当の中心核複合ビル用地の貸し付け事業者等の決定、これ審議会等ですが、プロポーザル選定委員会という部分での審査等というの、16年度の1つの特徴というふうに考えます。また、4ページの下から2段目・3段目の教育委員会の教育プランの策定並びに、子どもの読書活動推進計画の策定につきましては、教育フォーラムを開催しているというのが特徴かと思えます。また、審議会等の部分では、16年度につきましては、情報公開個人情報保護審査会が、15年度は1回でしたが、開催6回と非常に多くなっております。

次に資料2の16年度制定の条例・規則等の一覧であります。条例といたしましては21案件、前年は13案件でしたから8件ほど増えています。また規則につきましては、取り扱い5件、前年は9件ですので、4件ほど減っておりますが、規則のNo1福祉のまちづくり条例施行規則、これは新設であります。後ほど詳しい説明をいたしますけれども、市民参加手続に問題があったのではないかと、私ども所管としては考えているところでございます。次の要綱等につきましては、16年度については、市民参加手続に要するものは該当がなかったということでもあります。

次に7ページの資料3でございます。先ほど申し上げました、規則の中で、保健福祉部の福祉総務課担当の福祉のまちづくり条例の施行規則の部分で所管からヒアリング調書をとっております。経緯・経過といたしましては、16年6月30日に交付されました福祉のまちづくり条例に基づきまして、同日交付された、施行規則の中で、公共的施設等の具体的な範囲を定めた規則の取り扱いの中で、パブリックコメントの手続をしていなかった。このへんは担当所管の所に詳しく書いておりますが、条例と規則とを含めて検討委員会や社会福祉協議会の中で議論されてきましたが、条例についてはパブリックコメントいたしました。規則につきましてはパブリックコメントしなかった。その中で、どういう判断をしたかといいますと、具体的な施設が列挙されていないということ、一定の施設の範囲はこの規定により市民に理解できると共に、事業者等に義務を課す具体的な「整備基準」ではないということで、パブリックコメントは不要だったと、担当所管では理由を述べております。市民参加所管としましては、条例と共にパブリックコメントは必要であったのではないかとということで判断しております。このへんを、できましたらいろいろ議論していただきたく思います。

次に資料4であります。16年度中に行われました計画等に関する手続きを取りまとめた、一覧表でございます。16年度につきましては、7件でございます。次に9ページの資料5であります。市民の意見を積極的に把握した事例があります。16年度につきましては、特に都市計画変更に関わる説明会を4地域で、また教育プラン後期基本計画、並びに子どもの読書活動推進計画等に関するフォーラムを3地域で計6回ほど開催しております。

次に、資料の6でありますが審議会等の会議予定の公表と会議録の作成並びに傍聴者等の状況であります。その中で網目のかかっている部分が何箇所かあります。特に全体的に網がかかっている部分につきましては、No12の国民健康保険運営協議会につきましては、6月の12日に開催しておりますが、残念ながらホームページの方では、6月23日と事後処理されていたという部分が指摘されております。そして、次の11ページのNo17、社会福祉審議会につきましてはたくさん出ておりますが、5回目の11月17日。これにつきましては、あい・ボードの掲載手続きで、原課の方からは私ども所管に連絡がきておりましたが、私どものいわゆる管理ミスで、掲載できなかったということで、十分反省してるところであります。次の13ページにもう一箇所ありまして、Noでいいますと43、教育プラン後期基本策定委員会の4回目、開催日は10月28日ですが、ホームページで周知いたしましたのは10月29日の事後処理ということになります。この審議会等の事前公表等の集計につきましては、14ページに集計等出ていますが、公開会議等の予定公表時期につきましては、市のホームページ掲載が平均日数で約11日前。また、あい・ボードを活用した平均日数といたしまして、同じく約11日前。このへんの平均日数につきましては、対前年の15年度と同じでございます。また、会議録の作成に要した日数でございますが、平均で約51日。このへんにつきましても、対前年の日数と大体同じでございます。備考の欄に会議録の作成に要した日数の最高、16年度につきましては256日となっております。

次に15ページの資料7でございます。16年度のパブリックコメント手続の実施状況でございます。パブリックコメントにつきましては、総体で16案件、いわゆる16項目といたしますが、うち8案件につきまして、80件ほどの意見をいただいております。意見者数としましては22名。これは対前年18名でしたから4名ほど増えております。また、意見数としましては対前年71件でしたので、9件ほど増えております。特に、意見のあったところを申しますと、(5)番の「上水道広域化施設整備事業の再評価」の意見を2件いただいております。16ページの(7)の就学援助制度見直しについて、意見等を9件いただいております。次に17ページの(8)の事業評価の作業中間報告では、意見等を8件いただいております。次に、18ページの(10)の石狩市地域福祉計画の策定については、意見等が9件いただいております。次、20ページの(11)、石狩市の次世代育成支援行動計画の策定につきましては、意見19件と多数いただいております。また、飛んで23ページの石狩市障害者計画の策定。これも多数意見をいただいております、28件いただいております。次に28ページの13、石狩市企業立地推進条例の制定につきましては、意見3件をいただいております。次に29ページの14、同じく石狩市企業立地推進条例の施工規則の制定に意見を2件いただいております。以上がパブリックコメントの状況でございます。31ページからは、資料8といたしまして、市民参加手続に関します、議会におけます質問・答弁等の状況でございます。特に16年度の中では、本調査審議会の14年度答申と提言に関する質問と、15年度審議会の諮問時期の遅延などについても議会でも取り上げられております。次に、35ページの資料9であります。市民の声を聴く課に寄せられた「提言」について、9件それぞれの所管での回答を取りまとめられたものを載せてあります。次に資料10

でございますが、市職員のアンケート結果でございます。このアンケートにつきましては、新年度17年度、早々行いまして、設問1の所で回答率が出ておりますが、3回目にしまして初めて回答率66.7%と5割を超えたという状況でございます。また、設問3の中で出ておりますが、市民参加に関わった部分につきましては107,285人中107と過半数以下だという状況に基づきまして設問4の所、11項目ほどでしておりますが、割合として十分な情報提供・情報共有ができたというのが、1番割合的には多く23.6%。このへんにつきましては、対前年より若干伸びております。また、その中で、一番市民の考えを知ることができた。また、一番の業務を計画的に進められたにつきましては、対前年を若干下回っているような状況でございます。また、設問の7からは職員の生の声といいますか、市民参加制度に感じている原文を掲載しております。総数的には83件を載せています。そのうち、33件ほどがなんらかの、市民参加制度に関する研修を望んでいるというような意見が多く見受けられました。このことにつきましては、担当所管といたしまして反省や見直しをするなかで、現在職員の研修担当課と連携を取り、早急に職員研修計画というのを毎年作っておりますので、その中のメニューに取り組むよう現在見直しをはかっております。また、先ほど助役の挨拶にありましたが、今月に入り部長と課長、いわゆる管理職研修を2日間行いまして、対象者87名中82名の参加で、市長自らのお話と、また今一度管理職員の意識の高揚ということで、過去2年のいわゆる問題事例等について公表しながら、職員研修を行ったところでございます。

次に資料11の42ページであります。これは今回初めて出します資料ですが、3月の審議会においても活発なご意見をいただいております。会議録の作成方法に関する調査結果でございます。全体的に見ますと、会議録のいわゆる最終確定の大半は「事務局一任」という形で行っているという状況が見受けられます。その中で会議録の最終確認を各委員会の全員で確認している所が9箇所。それと、署名委員制度を採用しているところが1箇所。委員会の会長に確認を受けている所が3箇所というような状況でございます。このへんにつきましても、後ほど、ご意見・ご議論等をしていただければと思います。次に資料12につきまして、これも初めて出す資料でございますが、この度の合併に伴いまして、行政活動の取り扱いに関して統一的な考え方を市役所全体に周知した内容の報告でございます。次の資料13の44ページでございますが、これにつきましては3月の本審議会において傍聴者から、いただいた意見を掲載しております。また、資料にはございませんが、最後になりますけど、17年度に入りまして、各審議会等で幅広く市民の皆様から意見を集約するというので、積極的に委員を募集していこうと、そういう考えから応募希望者登録制度というのを始めております。この制度の内容であります。今年度一般公募を予定しています市のいろいろな審議会等を紹介しまして、希望する審議会等を皆さんから応募いただいて登録していくというシステムでございます。5月25日現在で3名の登録がございます。そのうち、1名が委員に選任されております。そういう状況もでございます。以上が16年度の各種手続きの内容で雑ぱくでありましたが私の方からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

石黒副会長：ありがとうございます。それではいつものようにご自由ということですよ

が始めに簡単な確認とか、そういったところがあれば、先に出していただければよいと思います。

椿委員：確認させていただきたいと思います。7ページの福祉のまちづくり条例施行規則の制定に関わる市民参加手続きのうち、担当課所見というところがありますが、その中で福祉のまちづくり検討委員会というのが出てきます、これと社会福祉協議会との関係を説明していただきたいと思います。それから、もうひとつですが、同じ所見の所で、条例第5条の、「事業者の公共的施設等の整備責務」規定を受けて、施行規則は制定されておるんだと思うんですが、「具体的な整備基準を定めた内容ではない」とする所見の論拠がわかりませんので教えていただきたいと思います。それから、全体説明で研修の話がされましたけど、39ページ以下に研修を望む意見がたくさん並んでおります。この市民参加制度が発足をして3年目になりますが、その間に職員研修というのはどの程度行われたのか、把握しておれば教えていただきたいと思います。以上です。

石黒副会長：お願いします。

事務局(佐々木)：私の方から、まず福祉のまちづくりと社会福祉協議会との関係についてです。石狩市にはですね、社会福祉に関わることを幅広く審議する審議会として、社会福祉審議会というのが常設されております。ただ、福祉のまちづくり条例を作る時には、内容はバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりといったような、ある意味特定の課題にしてるとかということもありまして、この社会福祉審議会とは別に、この福祉のまちづくり検討委員会、まあ内容的には審議会と同じようなものなんですけども、そこですら、この条例あるいは規則の内容をご審議いただいたといったようなことがございました。そういうことで、この福祉のまちづくり検討委員会で、検討した内容がですね、やはりこの社会福祉に関することは、大体全て社会福祉審議会にかかりますので、その後で社会福祉審議会の方に向けられたと、いったような流れだったかなというふうに理解しています。それと飛んで恐縮なんですけど、研修の話なんですけど、私が把握しているところではですね、条例のスタートした時に、これも全職員対象で研修をやっております。ただ、それから後ですね、2年間は組織だった研修といったような形のもの、やっていなかったというふうに記憶しております。

事務局(加藤)：2点目については私の方から。告示しております規則の部分につきましては、担当所管の欄の下から5行目に公共的施設の定義を「官公庁の施設、社会福祉施設」とうたっておりますけど、規則の中では、例えば官公庁の施設では具体的に市役所・出張所・保健所その他これらの官公庁の施設とかですね、社会福祉施設につきましては、老人福祉施設・児童福祉施設というふうに、こういうようない方をしている規則でございます。いわゆる整備基準等をうたっているような施設ではなくて、施設名といいますかそういう分け方をしている規則でございます。

石黒副会長：以上ですか？2点目について、もう少し説明してください。

事務局(加藤)：この規則、例えばですね、今、言いました中で、例えば、医療施設という

のが3番目に書かれていますけれど、医療施設の中ではこの規則の中では病院・診療所、その他、これらに類する施設というような、うたいかたをしています。次の、教育施設の部分につきましては、学校その他、これらに類する施設というような、うたいかたをしています。いわゆる一覧表になって、小区分がここにかかれております、官公庁、社会福祉、医療施設、教育施設という風に分けておりまして、その中でより具体的な施設で表しているというような、規則の一覧表ということなんです。

事務局(佐々木)：補足させてください。この規則で決めているのは、ここでいったら各種施設の定義を決めているんですね。ところが条例の方ですね、その各種施設に該当した場合には、こうこうこういった整備基準でやって下さいねという、努力義務を決めているわけです。ですから、所管の方としましては、規則で決めているのは具体的な施設のカテゴリーだけしか決めておりませんので、この規則というのは規則自体は、整備基準なんかは決めていないとそう判断したんですけど。ただ私どもの方では、その規則で具体的な施設のカテゴリーを決めることによって、そこに入ってくる施設がですね、条例の適用を受けるということが決められてしまうわけですが、そういう意味では規則と条例が一体となって、どういう施設についてはこういう整備をして下さい。ということを決めていると。2つを分けて考えるのではなくて、条例・規則を一体として考えれば、これはやはり、施設の整備基準を決めているものであろうと考えたわけです。まあ、それで条例の方でしかパブリックコメントをやっていなくて、規則はやっていないというのは片手落ちという言い方だったんですね。ちょっと不十分でなかったのかと考えたところでございます。

石黒副会長：今の点よろしいですか。どうぞ服部委員。

服部委員：公園その他多数のものが利用する施設というのは具体的にうたっているんですか。その他はその他なのかしら、最後の所。公共的施設の定義をしているのなら、公園その他多数のものが利用する施設というのは、具体的にどういうふうに。

事務局(佐々木)：この所、条例上の文言をそのまま言いますと、公共的施設とは官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、商業施設、道路、公園、その他多数のものが利用する施設で規則で定めるものをいうというふうになっています。したがって、この条例のなかではいろいろとそのジャンルを挙げているんですけども、実はあの最終的に規則で定めるものが公共的施設なんだよということをいっているわけなんです。

服部委員：それで規則はどうなっているのかと思ひまして。

事務局(加藤)：規則はですね。まずですね、今言いました、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、宿泊施設、商業施設、集会施設、公衆施設、運動施設、自動車庫、公衆便所、共同住宅、宿舎、事務所、工場、神社、寺院、火葬場、あと、ジャンルのには公共交通機関の施設、道路、駐車場というような小区分で大きく分けておりまして、その中で商業施設ですとマーケット、その他物品販売を営む店舗ですとか、細かいことうたわれています。

服部委員：そしたら、やっぱり必要ですね。規則で定めるんだから、規則についても、

パブリックコメント。どういう施設が入るかというのが具体的には出ていないことですからね。

石黒副会長：えっと今、最初に椿委員から質問があった、今後の項目について中身に入っ  
て進めちゃっていいでしょうか。質問にとどまらないところに入っちゃって。

椿委員：まずですね、福祉総務課の所見の中でちょっと問題があるなと思いますのは、今  
までのように、知らなかったとか忘れていたという類のものではないんですけども、市民の  
声を活かす条例の別表1の適用についてですね、これもやっぱりご都合解釈に流れている部  
分があるんじゃないかと思われるんです。去年の「市立幼稚園の入園及び開園等に関する取  
扱規程」の時に、入園料の減免を内容としているのだから、参加手続きは必要ないという  
見解をもってやらなかったという経緯がありました。こういうふうに、特定の問題を所掌し  
ている所の担当課がですね、一般的な形で定められている別表の項目の適用について、独自  
的な解釈をして終えてしまうというのはやっぱり問題があると思うんですね。そういう意味  
で、市民参加担当課所見の中で、そういったうんぬんについては、事前に市民参加担当と協  
議をすることにすることなので、今後に期待したいと思うんですが、こういうような  
形で独自の判断で運用されることがないように望んでおきたいと思います。

石黒副会長：えっと、この資料3の7ページですね、お二方必要であった、きちんとや  
ってもらわなきゃ困るという考えでしたが、他の方で同じ意見あるいはちょっと違う意見と  
かありますか。

松尾委員：ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、条例を作るときにはパブリックコ  
メントをかけなさいというふうになっているんですよ。

事務局(佐々木)：今現在ですか？条例だけではなくてですね。

松尾委員：市民参加手続きをしなさいということですか。

事務局(佐々木)：そうです。条例だけではなくて、条例や規則などのルールを作るときに  
は市民参加手続きをしなさいということです。

松尾委員：結局、条例を作るときは、パブリックコメントでも他の手続きでもいいんです  
けど、例えば、条例本体をパブリックコメントかけるよとした時には、規則っていうんです  
かね、くっついてくるものもくっつけてやりなさいよ、というようなものがあれば防げたよ  
うな気がするんですよ。ですから、条例本体だけではなくて、そのくっついてくるものも、  
一体化してやるっていうふうにフォーマットが決まっていれば良かったというふうにしたも  
んですから申したんですけど。

石黒副会長：先ほど椿さんがおっしゃったように、それぞれの担当部署が勝手に判断して、  
これはしなくていいんじゃないかと判断してしまうのが、いくつかあるんじゃないか。それ  
を防ぐためにということですよ。割と容易にできるんですかね。

事務局(佐々木)：こらへんがですね、我々が後から事情を聞いて、いろいろ非常に迷う  
所が所管も言ってくるんですけど、実はその時にこういうふうに考えたのか、それともこれ  
は理由の後付として言っているのか、そこらへんがわからないところが実はあるんです。で



すから、ひょっとしたら条例は市民参加手続をやらなきゃいけない、だめだというのはわかっていたんだけど、規則だとやらなくてもいいと思っていたのかもしれないですよ。ただそこらへんは、事情を聞いても中々その本人達もあやふやという所もありまして。ですから、もしも条例だけしかいららないんだというような考え方をしていたとしたら、松尾委員がおっしゃるフォーマットみたいなものですね、きちっとやれば防止もできるようになるのかなといったような気はしております。

松尾委員：わかりました。

石黒副会長：他に。どうぞ。

越智委員：勉強不足で申し訳ございません。3ページのですね、土地・河川担当の中心核複合ビル用地貸付事業者等の決定。このプロポーザルの意味がわからない。プロポーザルとはなんの訳？

事務局(加藤)：要はですね、コンペとか、例えば建築の設計とかで聞いたことあるかどうか分からないんですけども。いろいろな条件をこちらから出しまして、それに基づいて建物の部分なんですけども、その条件に見合った建物の部分を、いわゆる売り込むといいますがプレゼンすると我々言っていますが、そういう形のものを審査するというような。いろんな条件があります。その条件にあったものの、設計といいますが。よく建築設計ですとかそういうときによく使います。

越智委員：わかりました。

石黒副会長：どの事業者に決めるという、その選定するのですか。

事務局(加藤)：なんでもかんでも良いというわけではなくて、条件をつけて、その条件に基づいていろいろな業者さんが、例えばこういうものを建てたいとか、こういう設計に基づいてものを建てたいとかという応募をしてくるという。

石黒副会長：その応募してきたものを選定する委員会なんですね。

佐藤委員：これ日本語でいったら。ごめんなさい。

事務局(佐々木)：そうですね、この委員会につきましては、非公開ということもありまして、あんまり名前とかじっくり考えないで、我々が一般的に言っているプロポーザルという言葉をつけちゃったかなという点では少し反省してございます。

越智委員：もうひとついいですか。14ページにですね、公開会議の予定公表時期、これも少し聞きたいんですが媒体ですね、例えば会議録作成、情報公開コーナー備付ですか、これ平均日数、開催の51.5日で公開されているということなんですね。例えば、その次の備考ですが、の第1回奨学審議委員会、これ256日っていうのは、議事録を作るのにかかった日数と解釈してよろしいのですか。さっき私そういうふうに解釈したんですが。

事務局(松儀)：奨学審議委員会につきましては非公開になっておりまして、担当所管としては、非公開なので会議録は作らなくていいという判断をしていたわけです。それで、私もから会議録の公表はどうなったのかと確認したところ、慌てて公表したというところなので、実際にかかった日数ではありません。

越智委員：この256日とはなんの。

事務局(松儀)：会議から公表するまでの期間ですけれども、その下の社会福祉審議会等なんですけれど、昨年度もお話したんですが、専門部会等、沢山もってましてこの168、167日間というのは、実際に会議録を作ったまでの時間です。

石黒副会長：ちょっとすみません。まず、7ページ資料3のところ、椿委員、服部委員、それから松尾委員からの、意見あったんですけど、他に。どうぞ。

志摩委員：それに関連して資料3ですが、やはり椿委員ご発言のように、この言葉からしますと、事前に市民参加担当と協議することにして、また再発防止について、職員研修等で徹底していくと述べていますが、これは行政当局としてはもう少し厳しく反省するという意味では、協議することとしてだけではなく、再発の防止についてより徹底していくという姿勢でなければ、問題解決の意識について非常に欠けているのではないかと思います。

石黒副会長：再発防止を徹底していくと。

辻委員：辻でございます。今の問題に関連して、規則の解釈が違ったのか、後付けの理由かというご説明がありましたけど、いずれにしても、やるべきことをやっていなかったらうと思います。そしてここに、担当課の所見と市民参加担当との所見の両方が並んでいます。これを評価しなさいと言われたわれわれの仕事は、どちらの言うことが正しいか判定することなのではないでしょうか。今、志摩さんもおっしゃったように、私はそんな議論の余地はないのではないかと思います。ルールがどうかという議論ならともかく、規則としてあるならば、個別にどうでしょうかということ、審議会の中で議論する話なのかなという気が致します。やはりルールは守ってくださいというのが、われわれ審議会の取るべきスタンスじゃないかと思います。その判断の材料というのは、たぶんわれわれが持っているものよりは、現実にその場にいる関係者のほうが多いのであり、審議会で議論するよりは、市民参加担当部局と関係部局の間で情報がきちんと整理され、認識を共有する事のほうが正しいのかと思います。非常にやや、皮肉っぽい厳しい意見になりましたけど、僕も志摩さんと同じ立場で発言をしたいと、今この問題については思いました。

石黒副会長：他の方で別の考えとかありませんか。

羽田委員：考えというよりは感想なんですけど、市民参加担当課所見との今後の対応で書いてあり、私は当然こういうのって、なんかちょっとわからないものは事前協議というようなものは、担当者とやっているものだというふうに常識的に思っていたんですね。この制度の中で、どうやってうまく運営すれば良いかという、担当課とそういうとこですりあってやっているかと思った。だから、こういうふうに書いていただくと、これはもう後付の理由だなという感じはちょっとするんですね。だからまあ、それはそれとして、職員のアンケートとか読むと、ぞっとするな。これはもうちょっと時間かかるぞという感じは感想として持つということ。ですから、まあこれはやるべきことはやっていただきたいということしかないんですが、資料10の中に職員のアンケートが出ていましたから、その点を、担当所管がもうちょっと突っ込んでやっていかないと、こういうアンケート結果。まあ、前進してい

ますけど、職員の書いている内容を見ますと、なんかちょっと厳しい部分があるかなと思いますので。これは、本当にやっていただきたいと思います。

松尾委員：本当は、後で言おうと思っていたんですけど、話の方向が、ちょっとそういうふうになっちゃったんで、今、言わせていただくんですけども。この39ページですね市民参加制度について感じることを読んだ時に、私こういうふうにしたんですけども。今回問題になっております資料3を含めまして、業務の流れのなかでこういった場合はパブリックコメントをする、こういう場合は審議会にかけ、こういう場合は他にもいろいろ手法がありますよね、こういうことにかける。そういった、そのなんといいいますか、形が決まっていないうことの方が問題というわけじゃないんですが、結局そこで、例えばこれはこれにしよう、これは何もなくて良いだろうというところを判断するのが担当課で、それぞれ変わってきちゃうと思いますので、ある程度こういう案件についてはかける。それも例えば、こういう手法を使うというのが決まっていると、業務の流れの中で判断しやすいのかな。こういうことも、なくなっていくのかなという気がします。

石黒副会長：再発防止を徹底すると、その為には、そういうことが必要なのではないかとということですね。

辻委員：よろしいですか。続いて申し訳ございません。ちょっと別の所に移っちゃうんですけど、今の議論と関連すると思うので、この機会に申し上げたい。ホームページの黒塗りの所ありますね、例えば6月23日に。これはこういう状況について事務局で綺麗に整理して、黒塗りにまでして。これを評価して下さいと言っているんですね。これはまずいですからもっとやってください、という評価しか審議会にないと思います。なぜこういうことが起きるのかという根本を解決するためには、手続論的な議論ばかりをしても道が開けないような気がします。市民参加制度を通して、本当に市民の意見を聴こうという機運にないのだと思います。本当に聴くことが目的になっているならば、ホームページに入れるのを忘れてた23日には入れないと思うのです。なぜなら目的に照らして無意味だからです。手続だから23日に入れておくわけです。全く意味ない仕事をされていて、これにおそらく時間・コストがかかっていると思うんです。そうすると、やっぱり手続論でない問題があるんでないか。これは何回も前からの私の持論でして、前回は市民参加手続の評価の答申のほかに、そういう考えから提言しております。そのことについては前回の第3回の時、会長からもそのことについても触れられています。それから16年の12月かな、市議会でのこの提言について、あるいは答申についてどう処理されたかという質問がされて回答がされております。それから、羽田委員が言ってらっしゃる手続が伴わない審議会ですね、具体的には図書館論、そういうものについて本当に機能しているのかという見方も必要ではないかと、問題提起されています。つまりですね、問題提起は手続として22日としてやったことが、23日でよろしいですかという評価にとどまらないものが、問題として沢山出てきております。そこんところを、本当の市民参加制度をどう構築していくかということについて、やっぱり入っていかないと。手続だけやっとな状態になった時には、多分人間のやることですから漏れてしまうという

ふうだと思います。そこで、従来提言されていることについて、どのように進められているのか、あるいは進められないのか、相当真剣に議論したものですから、私としてはそこらのことを聞きたいのです。それから、前回の羽田さんの指摘なんかは、まさに市民参加制度というのを手続面からだけではなくて、広く見てどう構築していくのかという観点から、大変行政にとって大事なところだと思います。ごめんなさい、ちょっと長くなってしまいました。

石黒副会長：非常に重要で、大きな問題ですが、諮問に対する答申と何か提言と言うことも可能なんですけど、今年度で提起されている、ずっと提起されているような問題、何か提言できるような形にもっていけるかどうかということは、ただちには当然決められないと思うんですが、なにか今の点ありますか。すぐ答えよと、いつているわけではなくて。

事務局(加藤)：松尾委員から出ていました、マニュアルや条例の逐条解説といいますが考え方みたいのは、この条例と規則を作った時に作ってまして、正直な話、職員はパソコンで見れるようにはなっています。ただ、問題事例集のような過去2年間やってきて、事例集のようなものも、この職員アンケートを見ますと作って欲しいという意見が出ていますので、現在問題事例集のようなものはまだできておりません。ただ、マニュアルですとか、条例の考え方ですとか、逐条解説のようなものは、当初からできているんですが、いわゆる職員側では、中々よく読んでいないといいますが、そういう部分が正直なところ見受けられるのではないかと思います。それと、先ほど辻委員から出ておりました、ホームページの、この例えばこの6月23日の件ですけど、おっしゃるとおりだと思います。このへんは、あい・ボードに、例えばこの例でいいますと17日に、当然手続をして掲載しているわけですから、一般的に考えますと、同じ日にホームページの方もやれるのではないのかなという部分は、以前の審議会等でも指摘されましたように、一元化といいますが、そのへんは担当の情報を発信する方、情報を受ける方の組織を作っていく中で、当然改善されていくのかなと考えています。

辻委員：ですから、おそらく手続は必要だと思ってやったんだけど、こっちもいるんだということ、後でわかったということだと思んですが。ただ、そのときに入れておくといつて、実際おかしいですよ。22日が23日でですね、一件ではなくて沢山出てくるという、市民参加制度に対する理解もさることながら、前にも言ったように本当に市民から意見を聴くことが必要だと実感していない。むしろそれは手続でしかないから、聴かないでやれば聴かないほうが仕事は早く済むのだというレベルかですね。それには、市の職員の方の意識ばかり言ってもいけないんで、やっぱり本当に役に立つ市民参加制度というのはなんなんだろうと考えなくてはいけない。そうした時に、大変何回も引き合いにだして申し訳ないんですが、この議事録を読んだ中で、羽田さんがおっしゃってたんですね。それではその市民参加手続に該当してこない審議会なんかの機能はちゃんといつているの、といったところまで、やっぱり広角度に見ていけないといけないんでないかなと。22日と23日の問題、矮小化されてしまいたくないんです。なぜかという、前に出ています、答申のなかで審議会等機能の充実の活性化、パブリックコメントの手続の活性化とかですね。手続が本当に生きるよ

うにするにはどうするかとかですね、広報・広聴の一体運営とか具体的な提言がされているわけです。この審議会の役割からいって、ルールに照らした状況の評価は必要です。そのことを先行することも良いと思います。ただ、副会長お話の、今ここで何か新しい提言ができるかという点については、私はそこまで踏み込んで考えなければ、状況の前進や市民参加制度の実態的な進化は生まれないのではないかと思います。毎年同じことをやっても、結果は毎年同じですねという感じなのです。新しく何かとまでは行かなくても、今まで提起された問題がどのように処理されるのかという部分が見えてきて欲しい。市民参加は大切だから職員の意識を高めて頑張ると言っても、本当にそれで解決できるのか、特にこれからの真の市民参加のあり方に結びつくのかということでもあります。あえて激烈な言葉を使って発言していますけど、お許し下さい。

石黒副会長：今年度だけではなく、ずっと続くかもしれないんですけど。心とか中の問題も大きな問題だし、容易にすぐに頭をと切り替わらない所もあると思うんで。

服部委員：公開のことでホームページに掲載するのと、あい・ボードに掲載するのと部署が違うからこういうことが起こって、実際に担当する人、操作する人が違うからこういうことが起こっているんだと思うんですね。そういうのはちゃんと、マニュアルがあるのなら、マニュアルをちゃんとみんなに知らしめてやるということと、実際に、これ10日位しかない、パブリックコメント出せないですね。傍聴に行きたいと思っても、10日前に掲載されても、見る人は、10日前に見るわけじゃないから、何日か経ってから見るわけですから、それは全体的に遅いといったら遅いんでしょうね。あと、パブリックコメント出てるけど、件数は沢山あるけど、実際に出している人は3人とか、要するに本当に少ないんですね、一部の人がしか出していないということが、ある程度問題なんじゃないかな。本当に、ただやったというだけの行政の態度っていうか、そういうのが見れる感じがするんですね。だから、やっぱり、みんなが意見を出せるような体制を作っていかなければならないと思うんですね。私ちょっとわからないんですが、広報というのはなんなんでしょう。数字はちょっと。

石黒副会長：何月号ってことでは。

服部委員：何月号ということなんですか。

事務局(松儀)：そのとおりです。

服部委員：審議会がありましたという報告を載せたという、どっちかという広報に開催しますよというのが載ってますよね、そっちの方を、普通の人が見るのは広報だと思うんですね。

石黒副会長：まあ、望ましいでしょうけど、例えば資料6のことにかかっている話なんですけど、資料6の1番上だったかな、開催日は9月2日で、あい・ボード、その他は8月26日ですけど、9月2日に間に合う広報に載せるためには原稿としてはいつになりますか。

事務局(加藤課長)：8月号は7月の頭に原稿が締め切るわけですから、ここの審議会の事前の予定の部分ですので、なかなかちょっとそのへんは作業的には難しいのかなと。

服部委員：でも実際8月26日に出したって、誰もそれがあるといことは気がつかないで

すよね、この感じだと。

石黒副会長：広報は難しい部分があるとしても、あい・ボード、ホームページはもっと早くできるのではないかとのことですね。

事務局(加藤)：正直な話、あい・ボードは、市内に30箇所で行っている訳なんですけどひとつの目安としては1週間から10日前ですか。

服部委員：それは遅いのではないのでしょうか。

事務局(加藤)：会議事前の部分では作業はやっております、パブリックコメントは別ですから、1ヶ月間の余裕をもって、ちゃんと意見を受けるようになっていきますので。

石黒副会長：パブリックコメントとは別ですね。

事務局(加藤)：別の機関です。審議会等の事前の、いついつありますよという、ここの資料は。

松尾委員：例えばですね、これその審議会によって開催日が何日にやりますよと、正式に決まりますよね。決まったら、例えばすぐホームページにアップしますよという、手続きはそれこそ決まっていれば、もうちょっと早くなるものというのもあると思うんですよ。ですから業務の流れで、例えば、審議会の開催日が決まったら、直ちに、ホームページにアップする。そういうことが決まっていれば、こういう問題は起きないと思うんですよ。まあ、ケアレスミスはあるにせよ。ですから、手続をもうちょっと形式化していくということは、やっぱり重要なのかなという気はするんですけど。

石黒副会長：確認的にお聞きするんですけど、ホームページにアップするとか、あい・ボードに載せるというか、それぞれの担当の部署がやるんですか、それとも、そのホームページ担当部署がやるのですか。

事務局(松儀)：あい・ボードにつきましては、私ども企画調整課に何月何日に何の問題をやりますよという庁内のメールなんですけれども、その情報だけで企画調整課として、各あい・ボードに1週間の情報として掲示しています。ホームページにつきましては、その各原課がホームページのページを作ってますね、現在は市民の声を聴く課というところに、そのページを持っていくものなので、あい・ボードに情報を載せるよりは、ホームページの方が自分たちで作るといって、ひと手間があるものですから、どうしても遅くなっているのかなと思っております。それが一元化になっていけば、あい・ボードもホームページも、市民参加担当部署が、私どもが作るよとなれば、タイムラグはなくなると思うんですけど。それが一元化になるのかなと思います。

石黒副会長：関係する話ですか。

羽田委員：この、市民参加制度調査会そのものは、どんなふうに、市民参加しているのかということ議論するわけですね。ただ、私も前回お話ししたように、市民参加をするということは、本質的な議論がそこでされているということがあれば、つながっていくと思うんですね。ただ、こういう資料を見ますと、いわゆる表から見える資料なんですけどね全て。ですから、私はできれば傍聴者まで何人とか書きますけど、実際現場がこの市民参加に対して満足

しているのか、していないのかということを含めて、原文の意見というものを簡単にまとめたものを、今年の市民手続の一覧表の中に記載するということはできないだろうか。それは、前回図書館協議会のことを申しあげました。諮問・答申がないというところで、市民参加にあたらないのはおかしいというふうに、私は言っているんですけど、今回ホームページを見ますと、図書館協議会のこと書かれているんですね、一覧表の中に。ということは、市民参加手続きと現場の方でふんだのかということ、そのことについて、ここにきちっと出されて、なおかつ、毎回出ていますけど、諮問・答申がないというなかで直接的なものがないから、一覧表にないというのはあったんですけど、今回は一覧表にあったと。17年度にはあったとなると、私は原部としての感想ではありませんけど、そういう自分達はちゃんとやれた、私達はそのことを、職員の人たちの報告については信じていますから、そのへんのことを記載することによって、私達の議論は少しは、しやすいんじゃないかなと思ったんですね。だからこういうふうになると推測しちゃうみたいなのがどうもあるもんですから、なんかもう少し踏み込んだ部分、細かくは書けませんよ、いろいろ沢山ありますから。全部は書けませんけど、原部としてこのように満足ですとかいていただくと、私として非常に安心してマルをつけられるとか、バツをつけられるとかならうかなと思っているんですけど。どうでしょうか。そこまで踏み込む必要があるかというところありますでしょうし、どんなふうに事務局側としては、非常に私の意見で煩雑だと思われるかもしれませんけど。

石黒副会長：例えば資料6のようなところに、担当課のなにかを、もう少しいれてくれたらどうかということですか。

羽田委員：ちょっと、入ったらいいかなと思います。現実知ってる方の意見もできょうけども、どうなのかなと。

石黒副会長：直ちに回答というのもあれでしょうけども、まあ第1感的といいましょうかあれば。

事務局（佐々木）：そうですね。そもそも、市民参加制度調査審議会の役割の1つに市民参加制度の手続きの実施状況の評価というものが入っております。それはですね、もともと審議会というのは、この市民参加のあり方をより良くする為にあるもんなんです。ただ、そのときにですね、議論の立脚点というものがないと、たぶんうまくいかないだろうという発想がありまして。ですから、もしも変えていくとしたら現状はこうだから、ここんところを、もう少し変えていけばもうすこし良くなるだろうといったような議論をお願いした方がいいのではないかと、それで現状はこうだからというところを議論していただくことが評価という意味で、そういう役割にさせていただいていただけなんですけど。ただ、これまで今回で3回目、こういう形で資料お出しているんですけど。確かに、本当に委員のみなさんが見たいと思っている評価、評価したいと思っている項目と出している中身というのが、合っているのかどうかというのが、ちょっと事務局としてのも十分でなかったなという、いたす部分はこれまでの意見を聞いていて、正直いっていたします。ですから、そうすればどういった資料を出せばより本来の目的に従ったようなことができるのか。今、羽田委員からひとつお

話ありましたが、そういったようなお話がありましたら、この先の審議会の運営そのものをですね、より良くしていくということにもつながるのかなと思って聞いておりました。それで、もう1つ辻委員の方から、職員が手続をとる時、本当に聴きたいと思っていたらこんなことはしないだろう。手続だからやっている、ということになっちゃってるかという話がありまして、実際そういう側面がないとは言えないと思います。ただ、本当に聴きたいと思うんでなければ、こういう条例がなくてもこれまでも聴いていたわけで、ただそのやり方でやってしまうと、例えば同じような事柄であっても、職員の考え方によって聴いたり、聴かなかったりといったことがあるので、やはりどっかで線を引いたほうがいいんじゃないかということで、そもそもこの条例ができたわけです。それと同時に、例えばその審議会を公開すると。こういうのは、事務局にとってみると間違いなく余計な仕事なんです。つまり事務局側としては、審議会の委員さんにしっかりとご議論いただいて、その結果をいただければ、とりあえず事務局としてはOKなんです。ただ、それをやってしまうと、一般の市民の方々から見ると我々の目の見えない、その審議会というところと、事務局が勝手にやり取りしてこれが市民の声というお墨付きをうるためにやっているのではないかと、といったような見方をされるとい部分もありまして、それで公表ということをやっている、そういう意味でいうと、この市民参加の今の制度というのは、事務局といいますか行政側にですね、本当はやらなくても行政側からの立場からいうとやらなくても、そんなに困らないことを義務付けているという側面がないわけではないということ、間違いはないと思います。あとは、そこらへんが、市民の側から見た、例えば今の話でいうと、行政の意思決定の透明性とか公平性という話と、それから行政側がはらなければならない、手間といったようなものも、バランスをどこらへんでとるかというのがですね。まあ市民参加制度の、丁度落ち着くところなのかなというふうに考えております。

辻委員：ちょっと誤解をうけているようで。手続に偏りすぎているという意味をですね、手続についての、言ってみれば評価をしていることを止めてしまっていることを言っているのではないんです。これは審議会設立の目的で、2番目にでていることでありますから、これはやっぱり使命としてやっていかななくてはいけない。ただそこで終わってしまえば、同じことが繰り返されます。そして、現にじゃあこういうふうにやったら進化させられるのではないんですかとかですね、本当の意味で市民参加が進歩するのではないんですかというこの考え方が、全く出ていないわけではなくて、出ているわけなんです。それについてどうされていますかということなんです。それは今後も、なにも前回挙げたものだけではなくて、そういう観点から、我々が議論すればですね、きっといろいろなことが出てくると思います。それは、前回羽田さんが提起された問題でもあると思うんですね。今日、助役が話されていたように、これは、いかにして市民の意思を行政に反映させるか、そういうものを作り上げるかということで重要な審議会ですとおっしゃいました。その重要な審議会の役割がですね、言ってみれば「黒塗りの22日より23日これまずいですね。」ということに留まるかどうかですね。そのこのところを、僕は申し上げていますので、この手続きの評価をやめ



てしまおう、どうぞ内部でおやりくださいとまで突き放すつもりはありません。

石黒副会長：いろいろ尽きないかと思いますが、少し整理したいということで。まず資料3の保健福祉部の「福祉のまちづくり条例施行規則」ですか。この問題ですね。パブリックコメントを不要と判断した点。先ほど何人かの委員が言っていたように、まず必要であったのだろう。それから、こういうふう担当部署が判断したのか、そもそも考えないでやったのか自体もはっきりしないけど、理解していなくて考えてなくてやったのなら、これは勿論制度をもっときちっと周知徹底というか理解してもらうことを進めていかなければいけないし、それからわかって担当課の解釈でこれは該当しないと判断してこうなったということなら、こういうことが発生しないように、ある程度、解釈が微妙な所があるようなら、連絡を取り合ったうえで対処するような、なにか庁内のシステムをきちっと確立させる必要があるのではないか。あまり疑問でない基準というか、マニュアルという表現をとっていいのか分からないんですけど、そういうのをもう少し工夫する必要があるのではないかという意見が出たと思うんですけど。この資料3の問題についてはそれ以外にはよろしいですか。

それから先ほど、ちょっと言ったこちら担当課の意見、市民参加担当の見解とふたつあって、どちらがどうかではなくて、担当課はこう考えるけど条例としては当然こういう意味であろうと考えるということだけど、もし委員会で、そうじゃなくて原課の判断がもしかしたら正しいんじゃないかということもありうるという程度で、庁内的には担当課が判断したのが、この条例の趣旨だということになるわけですよ。

事務局（佐々木）：担当課というのは。

石黒副会長：市民参加担当課がこの条例の実施の担当ですよ。

事務局（佐々木）：そうですね。今の段階ではそういうことになります。

石黒副会長：庁内的には、今回の場合はパブリックコメントは必要があったのではないかとこのふうになったと、理解していいということですよ。

事務局（加藤）：はい、そうです。

石黒副会長：我々としても、今までの意見はそのとおりだろうと。そのことが問題生じないように、きちっと厳しく、今後対処してもらいたい。そのために、こういうことが必要ではないかといういくつかの意見。まあ可能な範囲をどんどん取り入れて改善していただきたいというようなことになるんでしょうかね。これは最後に年度末の時に答申、そのなかでどういうかたちで書くかっていうことになるんでしょうか。

越智委員：ちょっとよろしいですか。疑問なんですけど、こうやって我々が一生懸命議論しても、やっぱり後を絶たないですよ。完全になくなるということはないと。であれば、企画財政部なら財政部の必ずどこかを通す。そこでお墨付きのデカイはんこを貰ったら、ホームページやあい・ボードの内容はいかがですかというように、一箇所どっか決めてやったら、こういうような問題はなくなるんじゃないかと思うんですよ。「これだめ。作り直し。」と厳しくそこでされたら、そしたら良いと思うんですよ。そのために、1人専属がいたとしても。助役なら助役でもいいですよ、本当ですよ。それしなかったら、何回でも、やりますよ。

この資料では見えないから、課長を目の前にして申し訳ないけど、ごみ対策課なら課長の名前くらい載せてもいいんじゃないか。あいつまたやっているのか、というふうになるとね。これは冗談ですけど、例えばの話そう思います。

椿委員：ちょっと質問。こういう問題を提起する課が市民参加手続を取る場合に、事前に文書による合議は、普通行われないうんですか。各部門で終わりですか。例えば、建設部なら建設部長のところまで行って、決裁終わりということになって。

事務局(加藤)：現在、条例・規則の改正等については、きっちり所管に合議しています。ただ、起案したときの所管、原課のスタートでもし忘れていたら、合議はまわってこないということもあるかもしれませんが、今は合議がくるようになっていきます。例えば、条例規則等ですと総務課に法制担当がおりまして、条例を専門にチェックするところがありまして、そこが「市民参加手続を忘れていないですか。」というような、連携をとったりしてカバーしています。

椿委員：その段階でチェックは可能ではないんですか。市民参加制度担当の所にいった段階で、これは当然ながらこの手続は必要だよというようなことにはならないんですか。

事務局(加藤)：手続としては当然、例えば条例ですとかパブリックコメントですとか。

椿委員：条例とかはね、議会が決めるとか、審議会が決めるとかでいいのでしょうかけれども、このパブリックコメントのようなものをやるのか、やらないのかという。

事務局(加藤)：例えば、事業課で計画をたてるという時も手続は必要なんですけれども、そういう部分では、合議がこないケースというのは計画あたりは、いわゆる企画調整課の方にはこないですね。

松尾委員：私、市役所でお仕事したことがないので、どういうふうに普段業務を進められているかはっきりは分からないんですけど、例えばその担当の課なら課でなにかやろうとしたときに、こういったものは、例えばうちで決裁する、こういったものは外に決裁をまわすといったような、割り振りというのは日常的になさっているかと思うんですけど。そういう時に、先ほどもくどいようですけど、例えばこういうものは市民参加手続のパブリックコメントにかけるだとか、こういったものは審議会にかけるだとか、こういったものは該当する利害者の人に意見を聴くだとか、というのがある程度きちっと決まっていれば、判断しやすいし、それこそ忘れるということも少なくなるだろうと思うんですけど。それでやっぱりそういったもの、ガイドラインというものが必要なのかなと思うんですけど。どうなんでしょうか。

事務局(佐々木)：今現在の市民の声を活かす条例の別表というのが、実はそういう性格のものなんです。ですから、本来であればあの表を見てなんか近いなって思ったら、こっちの方に合議をまわすなり、書類じゃなくても相談に来るなり、ということをしていただければ、こういったようなことは起きないはずなんですけど。現状では残念ながら、臭いなこれひょっとしたらやらないやいけな、といったようなところのチェックというのが不十分な箇所が見られるというのが、実際のところであると思います。ですから、それをほってお

くといくらガイドラインというのを作っても同じなんです。気が付けばまわしてくるけども、気が付かなければ回さないという形になってしまいます。ですから、先ほども申し上げました管理職対象の研修の中でも、とにかく管理職は細かいことは分からなくていいけれど、全体的に雰囲気をつかまえて管理職には必ず決済はあがっていきますので、管理職段階でこれはようするに市民参加が必要かどうか企画調整課に行って確認して来い、というふうに言って下さいという話はかなり力をいれて説明したところなんです。

桑島委員：職員の対応のことが続いているので、私今日は審議委員ですから、職員で出てきているのではないのですが、実際に現場でどういうことが行われているかということが一番身近で見ているので、ちょっと言っておきたいなと思うんですけど。私もずっと4年くらい企画財政部の方で、非常に市民参加制度の所管に身近な所にいたものですから、そういうことが当り前にできないということはどういうことだろうと、ずっと思っていたんですね。ところが、実際現場に行きますと、ほとんど正直なところ全部が全部分かってやっているわけではないということが、非常によく分かるんですね。だから、生意気ですけど、私は気がつくたびに相談に行くんです。これもこういうやり方でいいのか、いちいち気になるはずなんです、日常的にやっていれば。先ほど、辻委員の方から本当に聴きたいことがあれば聴くんだと、それおっしゃるとおりなんです。ですから、職員もどうしても聴きたいことがあればすぐ気がつくと思うんですよ。あれとこれとあれをやらなくてはいけないと思うわけですよ。ところが、場面が変わって、これはどうだろうということに関しては、どうだろうということに起案者が気がつかなければいけないのに、実は1番最初の間が気がつかない限りずっと流れちゃうんですよ。そういうことがあるんで、弁解するわけではないんですけど今回のアンケートに非常に多くの回答数があったということ、それからもう1つは、そのなかでQ7のところではたら「もっと知りたい、もっと知りたい」と書いている。これは冗談ではなくて、たぶん過去2年間くらいは「良く分からないから面倒くさいことは出来るだけやりたくない」と本音があったと思うんです。最近になって、自分達の成果が資料として、手法がいいかどうかはともかく、こういうふうに見せられるわけですから「まずいね、これは」ということを少しずつ自覚していると思うんです。忘れたらやっぱり、なんで忘れたんだろうと考えるようになってるんで、たぶん、勉強が不足していると言われれば当然なんですけど、もうちょっと勉強しなきゃという熱意の現れだと考えていただければありがたいと思います。実際、なかなか現場のところで、これはどういう位置付けが一番ふさわしいだろうと、委員がおっしゃったように、私も始終見るんですね、運用のマニュアルがありますから。でもですね、実際に言葉が入ったものになって、これのどこを聞けばいいんだろうと、これ結構難しいんですよ。私自身もいつもどれにあたっていいんだろう、どれを使ったらいいんだろうと考えなきゃいけないから、末端までそれが行き渡るのは、もちろんこれは政策だし、わかっていなきゃいけないことなんですけど、これはやっぱり運用上の事ということは、少しずつ勉強していくしかないのかなというところが本音のところなんです。だから、管理職の勉強は、もちろん大事なんですけど、これはやっぱり実際に取り扱う人間にトレーニングを重ねる方

がいいと思います。手続がちゃんと普通にできるようになると、本当の市民参加の意味なんというものを、やっぱり考えると思うんですね。なぜここで聞かなきゃなんないのか、それが訓練として出来ていないということは、それはやっぱり管理職が反省すべき部分ですけど、ということを経常的に考えているので。

志摩委員：桑島さんは石狩市の課長職ですよ。そうすると、市民の条例が制定されて3年経っていると、そうしたら、いくら市長さんが管理職研修で「しっかりとせよ」という形の3年目にしてやるということは、私は意識がちょっと遅すぎるかなと思います、まずその点の「隗（かい）から始めよ」ではないですが、資料10について、今回初めて非常に良い提案があるなと感じました。それは例に出しますと、職員が積極的に、市民参加制度に取り組んでいる姿勢の発言として1つ2つ例を出しますと、「主管課を各部内の調整役として課内研修に取り組んでいるときの調整役の必要性」とか、「基本的になぜ市民参加・協働なのか。このへんは、市民参加条例の活かし方として職員もそうですし、市民にどうやって活力を与えるか」という発言もあります。また内部職員からも、「積極的な意見を出すような仕掛けが必要」といろいろ良い意見が各所でているわけです。ここで私はこういう意見に対して、やはり職員の提案制度というものを1つ設けまして、そして実践可能なものから評価する。そして、ある程度どんどん取り入れていく体制として、報奨制度を作っても良いですし、そういう形よりも実績として評価する。また提案というものを、どんどん活用し生かす時期に至っているのではないかなと考えます、第3回目にして建設的意見が、相当各所出されている。先ほど桑島さんも、そういう意味では相当時が経って反省し、より積極的に行動するという意味でのご発言かと思えます。

石黒副会長：確かにアンケートは、職員がいろいろ書かれている。アンケートに答える率もだいぶ高まったり、38ページだと度合いが低すぎるんじゃないのかという批判の方もあるかと思うんですけど関わった職員、積極化していつている感じですから、だんだん変化はちっちゃいかもしれないけど、着実にでているということも言えるかもしれないけど。それで、資料3のところは終わりということで、もうひとつ、この資料6に関わる審議会等の開催、ホームページ、あい・ボード等を出すものについて、ずれがでちゃっているとか、遅れちゃっている。それはひとつのシステム的な問題をもう少し工夫する、改善可能なところがあるんじゃないか、ということもありましたね。

それと、松尾委員の指摘のところは、提言で出されたところが取り組まれたのか、改善されたのかということも示してもらいたいというか、そういうところもあったかと思うんですけど。それは、この毎回の資料には出ていないですよ。そのへん、もし可能であるならば。

辻委員：今日はいいいのでは。

服部委員：提言自体が遅かったから。

石黒副会長：前の提言にあったのでしょうか。

辻委員：14年度の答申の中に加えたことですから。ただ、これはオフレコで、実際その中でいろいろ意見が出たんですが。例えば審議会の委員の構成とかですね、それはなかなか

一律にそれを受けてこうしますと言にくい部分もあると思うんです。ですから、そういうことが実際行われているかどうか、今日は本当に回答はいりません。なぜいらないと申し上げるかといいますと、おそらくここで回答いただければ、議会に回答されたのと同じような回答をいただくことになると思いますが、それでは私が回答を求める本意ではないからです。まだ審議会は何回もありますし、あるいは来年度以降の問題にしますよということでも結構なんです。せっかく、あれだけ一生懸命議論して佐藤会長もまとめたものが無視され、「お母さん私の帽子どこいったの」とならないで欲しい。

石黒副会長：次回以降の会議で出来る範囲でなにかあれば、できればですね、今まで出てきた中でほかに。

志摩委員：先ほど言えば良かったんですが、事務局の佐々木部長さんの発言で、非常に気になるなということはこういう発言だったんです。「一般傍聴の公開の件については、非常に余計な仕事である」と、受け取りようによっては、これは非常に失礼な話で、出ている市民の方々、そして条例の趣旨の市民がどう声を出すかという発言に対して、単純に考えると資料をまとめることだけのことで余計だと言ったのか、率直な話言い過ぎの所があるのではと思いますので、余計な仕事ではなくて、一般傍聴の人たちの真剣な意見を記述として残すと。それはやはりこの審議会でも活かすと。こういう態度だと思います。

石黒副会長：この制度が出来たりする前までの職員のパターンというか思考であって、そういう趣旨ではないと思いますけど。それが変わりきっていない人もいれば、それがずっと続いてくるといえることがあると。この条例のひとつは、透明・公正ということと共に、自治ですから、住民の意思に基づいた市の運営ということも、合わさってるので、どんどんどんどん来てもらって意見出してもらって、それを受けて決定していくということが必要だということもわかってきていると思うんですけど。そういう意味で余計だと。

志摩委員：審議会の傍聴制度に関しての一般公開を、非公開・公開という形で言った言葉ですか。

事務局（佐々木）：そうではなくて、例えば、そのホームページに審議会の予定を出すのが審議会の直前になっているといったようなものについて、本当に審議会を公開したいのであれば、もっと意見を聴きたいのであれば、もっと前から言われなくても出すのではないかとといったような、ご発言があったのではなかったと思うんですけど。それに対しての答えなんですけど、今うちの制度については、市の職員が本当にやりたいと思ってないことについても義務付けている部分があると。その説明だったんです。ですから、公開するならするでいいんですけど、例えば他のまちで審議会を公開しますということになった時に、ホームページに事前に出すかとか、あい・ボードみたいなようなことをやっているかということ、たぶんやっていないところの方が多くとおもうんですよ。つまり、そういったようなことを、うちでは義務付けていますんで、そういったことをする作業が職員にとっては余計なことだというふうに思う場合もあるということなんです。

志摩委員：それであれば、石狩市が初めて市民の声を活かす条例を作って、もう先進都市

として先端をいくといったような態度からすれば、やっぱりそういう意識は少し後退型かなと思います。

事務局（佐々木）：そうです。余計なことと置いていたとしても、やらなくてはいけないということになっています。そういうことをやっているうちに、そういうことを事前に予定を出すということが、石狩市にとって当り前の事になってくる。そういったようなことを狙って、市としてもガチガチの手続きを決めてきたということなんです。

志摩委員：まあ、実践を期待しています。

石黒副会長：辻委員が最初に言っていたこととつながっていると思いますが、最低のところを決めて、これは絶対やってもらうと。ただそれはもちろん全てじゃない。それは最低ということで、それでもかなり厳しいハードルで最低を作っているという話だと思うんですが。時間はそんなに残ってはいないんですけど、次回以降、議論していく上でいろいろ質問・疑問が残っていれば、どうぞ。

松尾委員：先ほど羽田委員がおっしゃっていたんですけど、いつやった、いつ公開したということではなくて、例えば一つひとつの審議会で、こういう有益な議論があって良かったとか、それこそ生の声をもう少し聞きたいなというのはあります。ただまあ、次のこの審議会の間に合うとは思っていないんですけど、今後、そういうのもあったらいいなと私も思います。あと自分の自戒を含めてなんですけど、出てきてどれだけ建設的な議論が出来たか、やっぱり私自身も含めて考えないといけないなと思うんです。職員のアンケートの中にも、審議会委員の質の向上をお願いしたいとかいいうのもありますんで、事務局サイドの評価というのもあれですけど、例えば審議会の委員のこういうことができて良かった、自分の感想だとかですね、そういったものを例えば回収するだとか、そういったものもいいのかあというふうにも思います。

石黒副会長：資料についても、随時工夫を重ねて改善していただきたいし、いく必要があるというのはその通りで、その中で先ほど羽田委員のあげられたことも可能な限りで盛り込んでいただければということですね。

羽田委員：もう時間がありませんので、まだ次回もこれを続けるんですよ。それで、その前、いちおう次の時の質問のために聞いておきたいんですけど、資料11の会議録作成方法に関する調査結果についての部分の、公開の区分というのがありますね。42ページいろいろ書き方があって、一部公開とか非公開とか公開とか原則公開とかあるんですけど、これ自体はそれぞれ審議会なりの条例ないし、そういうものに基づいて書かれているんですか。なにかあるのかなと、ちょっと聞かせていただきたいなあと思いますけど。

事務局（松儀）：そのとおりです。規則や条例の中で、一部公開とか非公開とする。原則公開とするという文言がはいっているものですから、そのまま区分として載せています。

羽田委員：分かりました。

石黒副会長：資料11は前回、特に羽田委員から出た意見に伴って作ってくださった資料です。今日は議論する時間はないと思いますが、その他この資料以外にも疑問、分からな

いところがございますでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、今日は説明を受けて質問といくつかの点について議論といたしますか、意見を出していただいたわけですが、会議自体は締めるという方向で。次回の日程については調整していただいて設定ということになりますかね。

事務局（加藤）：次回は7月中ということによろしいでしょうか。会長が今日いないものですから、何日というところまでではなくてですね、7月中ということだけの確認とさせていただきます。

石黒副会長：先ほど、私聞き違えたかもしれないんですが9月に提言ということが目標ということでしたか。

事務局（加藤）：はい。あくまで予定ですけど。

石黒副会長；任期は12月、11月いっぱいでしたか。

事務局（加藤）：12月です。

石黒副会長：今日は1回目で、7月くらいに2回目を開いて。

事務局（加藤）：3回目が9月くらいかなと。

石黒副会長：その時に、提言というか。

事務局（加藤課長）：9月にまとめていただいて、もし答申の場合に皆さんがお集まり出来ないようでしたら、会長、副会長に一任して市長に渡すという形になるのか、そのへんは皆さんと確認して行きたいと思っております。それは次回でも結構です、会長を含めて。

石黒副会長；まず、第2回目、次回は7月くらいでどうかと。日程についてはちょっとこの日あたりということまで出来ないけど、よろしいでしょうかそういう予定で。

越智委員：この保健福祉部の所だけのことですか。

石黒副会長；昨年度、16年度の全体についての。

越智委員：2回位で、終わっちゃうんでないかい。2回で終わるかもしれない。

石黒副会長：提言的なものもありますので終わらないと思います。そうしましたら、次回7月を予定して日程調整の上決定していただくということで、本日はこれにて終了ということにさせていただきます。どうも遅くまでお疲れ様でした。ありがとうございました。

2005年6月29日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会  
会長 佐藤 克廣